## 第 49 号

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和55年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改め、同条第2号中「さく」を「柵」に改める。

第5条中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第13条中「知事は」を「法第37条の3第1項の規定により」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、「含む。)」の次に「、第24条の2第3項、第25条第5項」を加え、「ために」を「ため」に改め、「獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから」を削り、「任命するものとする」を「置く」に改め、同条に次の1項を加える。

2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命する。

附則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。